

AFP資格の再認定要件と手続きについて

	再認定要件	手続き
1 継続教育単位の取得	<p>A一般会員移行日から、1年以内に「FP実務と倫理」1単位以上を含む3課目以上で、22.5単位を取得し、所定の手続きにて再認定の申請を行う。</p> <p>B一般会員移行日から、2年以内に「FP実務と倫理」1単位以上を含む3課目以上で、30単位を取得し、所定の手続きにて再認定の申請を行う。</p> <p>※SG・講師・執筆の場合、有効単位数の上限は必要単位の50%までです。</p>	<p>AFP資格再認定申請書類を協会までご請求いただき、再認定の申請手続きをしてください。 便利な再認定専用のオンライン申請手続き方法もあります。お手続きは「Myページ」から。</p> <p>※「Myページ」からの単位申請だけでは、再認定の手続きは完了しません。 ※再認定の申請にあたって、単位取得証明書類の提出が必要な場合があります。</p>
2 AFP登録審査試験の合格	<p>協会が実施するAFP登録審査試験に合格する。</p> <p>(AFP登録審査試験の概要) 全国に設置された受験会場において実施。PCに用意された問題に、マウスやキーボードを使って解答するものです。設問50問に対し、60%以上の正解を持って合格となります。詳細は日本FP協会ホームページをご参照ください。</p>	<p>AFP登録審査試験の終了後、試験会場で「試験結果レポート」をご本人に渡します。</p> <p>協会側で再認定手続きを行いますので、ご自身でのお手続きは不要です。</p>
3 2級FP技能検定の合格	<p>2級FP技能検定を受検して合格し、所定の期限(合格した試験日の翌々年度末)までに所定の手続きにて再認定の申請を行う。</p> <p>※2級FP技能士取得者が2級FP技能検定を再受検する場合、学科試験を免除申請することができます。</p>	<p>2級FP技能検定合格後、AFP資格再認定申請書類を協会までご請求いただき、再認定の申請手続きをしてください。</p> <p>※試験に合格した場合、合格証書とともに会員登録申請書が同封される場合がありますが、再認定専用の申請書類がありますので、協会にご請求ください。</p> <p>便利な再認定専用のオンライン申請手続き方法もあります。お手続きは「Myページ」から。</p>
4 AFP認定研修の修了 (1級・2級FP技能士取得者のみ対象)	<p>AFP認定研修(技能士課程)を受講して修了し、所定の期限(修了日の翌々年度末)までに所定の手続きにて再認定の申請を行う(1級・2級FP技能士取得者のみ対象)。</p> <p>※AFP認定研修(技能士課程)を開催している認定教育機関は、日本FP協会ホームページをご参照ください。</p>	<p>AFP認定研修(技能士課程)修了後、AFP資格再認定申請書類を送付しますので、再認定の申請手続きをしてください。</p> <p>(AFP資格再認定申請書類発送までお時間がかかる場合がありますので、再認定をお急ぎの場合は協会までご請求ください)</p> <p>便利な再認定専用のオンライン申請手続き方法もあります。お手続きは「Myページ」から。</p>

退会者の方

日本FP協会を退会した方は、②③④のいずれかの再認定要件を満たし、手続きをすることで、AFP資格の再認定を受けることが可能です(お手続き方法は異なります)。退会者の方がAFP資格の再認定(再入会)を受ける場合、入会金10,000円(課税対象外)、年会費12,000円(課税対象外)が必要となります。

※会費未納による退会となった方は、再認定(再入会)できない場合があります。